

告示

埼玉県告示第四百三十一号

平成二十五年埼玉県告示第四百六十七号（埼玉県の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関について）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、収納代理金融機関の表株式会社りそな銀行の項の次に次のように加える改正規定及び同表楽天銀行株式会社の項の改正規定は、平成二十八年四月十二日から施行する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

収納代理金融機関の表株式会社りそな銀行の項の次に次のように加える。

株式会社ジャパ ンネット銀行	東京都新宿区西 新宿二丁目一番 一号	同右	マルチペイメン トネットワーク 収納サービス を利用した埼玉 県の公金の収納 事務
-------------------	--------------------------	----	--

収納代理金融機関の表楽天銀行株式会社の項中「マルチペイメントネットワーク
収納サービスを利用した埼玉県の公金の収納事務」を「同右」に改め、同表株式会
社みちのく銀行の項を削り、同表株式会社群馬銀行の項取扱事務の範囲の欄中「同
右」を「埼玉県の公金の収納事務」に改め、同表株式会社商工組合中央金庫の項事
務取扱店舗の範囲の欄中「同右」を「国内に所在する店舗」に改め、同表あすか信
用組合の項事務取扱店舗の範囲の欄中「同右」を「埼玉県内に所在する店舗」に改
め、同表戸田市農業協同組合の項からあだち野農業協同組合の項までを削る。